

西部処理区運営事業 優先交渉権者選定基準に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	4	第4	1			表2 基礎審査における確認内容	表2の一般事項の四つ目に「提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること」とあり、その確認手段が「【様式15】要求水準に関する誓約書」になっております。ここで、当該【様式15】の誓約書を出すことによって、要求水準書の各項目をリスト形式にして実施することのチェックやその実施方針等を明示する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	別途チェックリスト表を追加致しますので、確認の上、様式15にて誓約書を提示頂くようお願いします。
2	5	第4	2	(2)			価格評価の最低提案額はどのように決定されますか？ 算定根拠や具体的な金額をご教示ください。	最低価格の設定はありません
3	6	別紙				評価基準項目	各評価項目に応じた様式が割り振られておりますが、複数の様式に共通するような提案内容（例えば、「運転・維持管理・保守点検」で提案するコスト縮減施策と「LCC縮減に関する妥当性」で述べるコスト縮減施策等）は一方に記載し、もう一方には他で述べた箇所を引用し効果等を簡潔に記載するまとめ方でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	6	別紙				評価基準項目	評価基準項目ごとの配点は記載されていますが、その下位項目（全体事業計画、業務体制、・・・）ごとの配点を開示してください。	開示予定はありません
5	6	別紙				業務体制	項目「業務体制」の評価の視点にある「通常業務」とは、以下❶～❷を除いた業務（平時の業務）を指しているとの理解でよろしいでしょうか。 ❶要求水準書(案)第3 5 (3)に示す「災害、事故等の緊急時」 ❷要求水準書(案)第4 4 (1)アに示す「大雨による異常流入」 ❸要求水準書(案)第4 4 (3)ウに示す「流入基準を満たさない悪質排水の流入等がある場合」 ❹要求水準書(案)第4 4 (3)ウに示す「放流水質基準未達又は未達のおそれがある場合」	要求水準書の第2運営事業概要（5）事業の範囲に示す内容になります。
6	6	別紙				財務管理	「資金調達について、出資が具体的かつ十分であり、財政基盤に裏付けされた高い安定性と継続性を保つための方針となっているか。」とあるが本件では融資については同様の評価は行わないという理解でよいのか？通常のコンセッション案件では金融機関からのLoIなどを求められるケースもあるが、本件では不要という理解でよいのか？	ご理解のとおりです。
7	7	別紙				危機管理	項目「危機管理」の評価の視点にある「事故」とは、国土交通省が毎年公表している「下水道に関する事故発生状況について」における維持管理作業事故と工事事故を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理作業及び工事に係る事故の他、放流水質未達や不可抗力等に関するものも含まれます
8	7	別紙				共創の取組	「共創の取組である「宇部市モデル」をどのように構築するか、取組方法・手段及び形骸化させない取組等を具体的に明記されているか。また、短期・中長期の視点で提案が明記されているか。さらに、課題・問題とする内容が具体的であるか。」とあるが、ここでいう短期・中長期は具体的に何年から何年までぐらいのイメージかご教示いただくことは可能でしょうか？例えば短期は5年以内で、中長期はそれ以降など	短期初年度、中期5年程度、長期10年程度をイメージしています
9	8	別紙				地域貢献	「本事業の建設工事における地元企業への発注予定額」は、どのように評価されるのでしょうか。予定額の達成に対してペナルティも設けられておらず、ご提案額の実効性が担保されないものと思料いたします。具体的な評価基準についてお示しいただけないでしょうか。	提案していただいた額は、担保していただきます。ただし、評価基準については、お示しできません。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
10	8	別紙				運転・維持管理・保守点検	「玉川ポンプ場との運転調整について注意点が記述されているか。」とありますが、これは「玉川ポンプ場の維持管理の現受託者だから記載できる具体的な提案内容」を評価するものではないという理解でよろしいでしょうか。公平性の観点から質問させていただきました。	ご理解のとおりです。
11	8	別紙				附帯事業及び任意事業	募集要項には、附帯事業及び任意事業の提案は必須ではないとの記載がありますが、提案審査段階で附帯事業又は任意事業を提案しなかった場合、「2. 事業内容に関する項目」に関する配点82点は、どのような取り扱いになるのでしょうか。ご教示ください。	評価基準はお示しできません。
12	10	別紙				附帯事業及び任意事業	評価基準項目に、附帯事業及び任意事業が含まれております。募集要項には、附帯事業及び任意事業の提案は必須ではないとの記載がありますが、提案審査段階で附帯事業又は任意事業を提案しなかった場合、失格となるのでしょうか。ご教示ください。	失格にはなりません
13	10	別紙				附帯事業及び任意事業	附帯事業、任意事業については必ずしも提案を求めるものではないという理解ですが、仮に提案をしない場合は0点と評価されるのでしょうか。各項目の配点と提案をしない場合に付与される評価点をご教示ください。	評価基準はお示しできません。
14	10	別紙				附帯事業及び任意事業	附帯事業及び任意事業の提案は必須ではない旨が募集要項に定められていますが、いずれも評価基準項目に含まれています。いずれも、提案がない場合と提案がある場合とをどのように比較し評価される想定でしょうか。提案がないことのみをもって、提案があるものよりも低く評価されてしまうということはないとの理解でよろしいでしょうか。	評価基準はお示しできません。
15	10	別紙				その他提案	「その他提案」は必ず提案しなければなりませんか。あるいは附帯事業、任意事業同様、必ずしも提案を求めるものではないとの理解でしょうか。	提案を求めます。
16	10	別紙				その他提案	「その他提案」が必須ではない場合、提案をしない場合の評価点をご教示ください。	提案を求めます。
17	10	別紙				その他提案	「その他提案」の①では、改築等の各年度の上限額にとらわれない形での改築更新計画の提案が求められていますが、運営権者は提案内容の実施義務を負うとの理解です。各年度の上限額にとらわれない改築更新計画を提案した場合、当該提案に合わせた各年度の改築は可能であり、かつ実施義務を負うのでしょうか。その場合、提案時の事業計画が市から示された各年度の上限額を前提にしなければならないこととの関係は、どのように理解すればよいのでしょうか。	義務が生じるものは、実施契約前に市が採用すると決めた提案のみとなります。ただし、実施契約前に採用すると決めなかった提案についても、協議により事業開始後採用する可能性はあります。その他提案は、市が提示した改築の年度上限額にとらわれない理想的な改築更新計画を提案してもらうものです。（ただし、その提案により全体のコストがさがることが条件）提案内容は、年度の上限額を超えるため、良い提案が出ても市の財政状況等から採用できるか必ずしも約束することができません。
18	11	別紙				評価価格	5ページの2(2)において、価格評価点の計算方法の記載がありますが、一方で、11ページには、価格に関する項目の評価の視点として、「利用料金、改築費及びサービス対価に関して適正であり実現性が認められるか。」との記載がございます。こちらの記載のとおり、価格に関する項目は、金額の大小だけでなく、利用料金、改築費及びサービス対価の適正性・実現性が認められるかどうかも評価基準となるのでしょうか。	評価基準はお示しできません。